

暗号資産に関する 2023年度 税制改正要望

Web3.0時代を見据えた
デジタル・ニッポンの実現に向けて

2022年9月7日

1. 法人に関する税制

1. 喫緊の課題として、企業（スタートアップ企業に限らない）が自社発行※ かつ自己保有するトークンについて、時価ではなく簿価で評価するよう、法人税法61条の規定を見直すべき
2. また、スタートアップ企業が自社発行※かつ第三者が保有するトークンのうち、短期売買目的でないものについても、スタートアップ企業の事業の孵化や成長、拡大を支援する観点から、時価ではなく簿価で評価する措置を講じるべき

※ ICO（Initial Coin Offering）およびIEO（Initial Exchange Offering）を想定
ICOは発行体が直接トークンを販売するのに対し、IEOは暗号資産交換業者を通して販売される等の違いがある

2. 個人に関する税制

1. 暗号資産の取引から生じる利益について、申告分離課税（一律20%）の対象とするとともに損失について、暗号資産に係る所得金額からの繰越控除を認めるべき
暗号資産デリバティブ取引についても、申告分離課税を認めるべき
2. 相続した暗号資産への課税のあり方（相続税評価時・譲渡時）について、見直すべき
 - ① 暗号資産の相続税評価額の計算について、相続開始日の最終価格（時価）のほか、相続月を含む過去3か月間の月平均時価も含めて最も低い価額とすることを認めるべき
 - ② 相続暗号資産を譲渡する場合について、相続株式の譲渡所得等に認められる「取得費の特例※」の対象とするべき

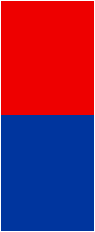
※ 相続により取得した株式等の財産を一定期間内に譲渡した場合に、相続税額の一部を取得費に加算して譲渡所得を計算することで税額を軽減できる措置（租税特別措置法39条）



目 次



	Page
■ 法人に関する税制上の課題と要望	<u>4</u>
■ 個人に関する税制上の課題と要望	<u>13</u>
■ 添付①：海外比較（法人税制と会計・監査の扱い）	<u>20</u>
■ 添付②：関連する政府方針、会計指針、条文等	<u>36</u>



法人に関する 税制上の課題と要望



	Page
■ 現行の会計・税制上の課題と、本要望書の位置づけ	<u>5</u>
■ 海外比較①：税務上の明確さと、未実現利益への課税有無	<u>6</u>
■ ②：会計基準の整備状況	<u>7</u>
■ ③：監査基準の有無、監査の状況	<u>8</u>
■ 事業者および専門家の声	<u>9</u>
■ 未実現利益への課税で懸念される、日本のプレゼンス低下	<u>10</u>
■ 参考：トークンエコノミーを中心とする経済発展	<u>11</u>
■ 参考：トークンの分類の多様性	<u>12</u>

現行の会計・税制上の課題と、本要望書の位置づけ

会 計

【現行制度】

- 暗号資産の発行・保有に係る会計基準がない

■ 2018年3月 ASBJ（企業会計基準委員会）実務対応報告第38号
本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨を対象とする。
ただし、自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。

【生じている問題】

- 暗号資産を発行・保有する法人に対する監査が監査法人から忌避

【ASBJの動き】

- 2022年3月「ICO トークンの発行時に自己に割り当てたトークンは第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない」旨の整理案を提示

【会計上、対応すべきこと】

- ① 暗号資産を発行・保有する企業に対する会計監査が忌避されることなく実施される必要
- ② 上記の整理案に沿った形で、会計基準や実務対応報告を早急に整備すべき

税 制

【現行制度】

- 企業が期末に保有するトークンが「活発な市場が存在する暗号資産」に該当すると、自社発行かつ自己保有するトークンも時価評価され、未実現利益に課税

■ 法人税法 第61条2項、3項（略）
内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等(暗号資産にあっては、活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものに限る)については、時価法により評価した金額をもって、その時における評価額とする。

【生じている問題】

- 未実現利益への課税による担税力の欠如、事業用資金の確保にも影響
- 曖昧な基準による予見可能性の欠如、課税の公平性への懸念
- 有望なWeb3.0企業の国外流出（100件超と推定）

【税制上、対応すべきこと】※本要望書の内容

- ① 企業（スタートアップ企業に限らない）が自社発行かつ自己保有するトークンについて、簿価で評価するよう、法人税法61条の規定を見直すべき
- ② スタートアップ企業が自社発行、かつ第三者が保有するトークンのうち、短期売買目的でないものについても、スタートアップ企業の事業の孵化や成長、拡大を支援する観点から、簿価で評価する措置を講じるべき

海外比較①：税務上の明確さと、未実現利益への課税有無



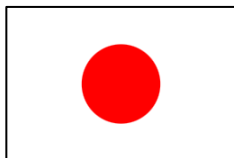
税務上の扱いが、明確
法人が暗号資産を保有しているのみで未実現の利益には、課税されない

- 税務処理は明確、一般的な課税原則を適用
- 暗号資産を保有しているのみでは課税所得（または税務上の欠損金、以下同じ）は認識されず、売却や交換を課税対象取引とする
- 暗号資産が資本資産とみなされた場合は、売却または交換前 1 年以内に保有する場合は短期の課税所得、1 年超の場合は長期の課税所得（優遇税率が適用されるケースあり）として扱う



税務上の扱いが、明確
法人が暗号資産を保有しているのみで未実現の利益には、課税されない

- 税務処理は明確、一般的な課税原則を適用
- 暗号資産は利益が実現したとき（売却されたとき）のみ課税



税務上の扱いが、不明確
法人が暗号資産を保有しているのみであっても、未実現の利益に課税

- 法人が期末に保有する暗号資産が「活発な市場が存在する暗号資産」に該当すると、自社発行かつ自己保有するトークンも含めて時価評価され、未実現利益に課税

海外比較②：会計基準の整備状況



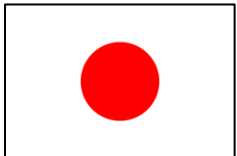
暗号資産に特化した正式な会計基準はないが、公認会計士協会(AICPA)による、デジタル資産の会計と監査に関するガイダンスは存在

- 会計基準の設定主体である財務会計基準審議会(FASB)が、デジタル資産の会計とディスクロージャーを改善するためにデジタル資産プロジェクトを実施しているが、現時点では暗号資産に関する会計ガイダンスの提供なし
- 公認会計士協会(AICPA) は、強制力のないガイダンスとして実務手引書(practice aid) “Accounting for and auditing of Digital Assets”を取りまとめ、定期的に更新（2022年6月30日版が公表中）



暗号資産に特化した会計基準はなく、一般的な会計原則を適用

- 暗号資産を発行する企業のための個別の会計基準はなく、企業にもドイツの商法の一般原則を適用
- トークンの種類によって会計処理の扱いが異なる



**暗号資産に特化した企業会計基準はないが、最小限の項目に関する実務対応報告は存在
ただし、自己発行トークンは実務対応報告の対象外**

- 当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めるものとして、資金決済法上の暗号資産を対象とした実務対応報告が、2018年にASBJより公表
- 自己（自己の関係会社を含む）の発行した暗号資産は対象外とされているが、この論点についての整理案が公表（2022年3月）

海外比較③：監査基準の有無、監査の状況



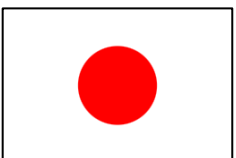
暗号資産に特化した正式な監査基準はないが、
公認会計士協会のガイダンス等に沿って、監査は忌避されることなく実施されている

- 公開会社会計監視委員会（PCAOB）は、デジタル資産に特化した正式な監査基準を提供していない
- デジタル資産を含む監査は一般に適格ではないが、顧客の受け入れ、プロセスと管理（特にデジタル資産の管理/所有に関連するもの）等の様々な分野で追加の監査手順が整備され、実施されている
- AICPA「デジタル資産の会計と監査に関するガイダンス」をはじめ、各種の解釈や指針が提示
例：企業が所有するデジタル資産の存在をテストするために、監査会社はデジタル資産のブロックチェーンネットワークのノードを実行して十分な監査証拠を取得する等



暗号資産に関する監査基準はないため、商法の一般規定に従う
監査対象企業にも高いレベルの内部統制を要求し、一部の監査法人によって実施されている

- ドイツ商法に基づく中規模又は大規模の企業に分類される場合、監査人は同法に従って財務諸表を監査する義務を負う
- 監査法人側も、暗号資産を発行・保有する監査対象企業に対して高いレベルの内部統制システムを要求



暗号資産に関する監査基準はなく、監査は事実上実施されていない

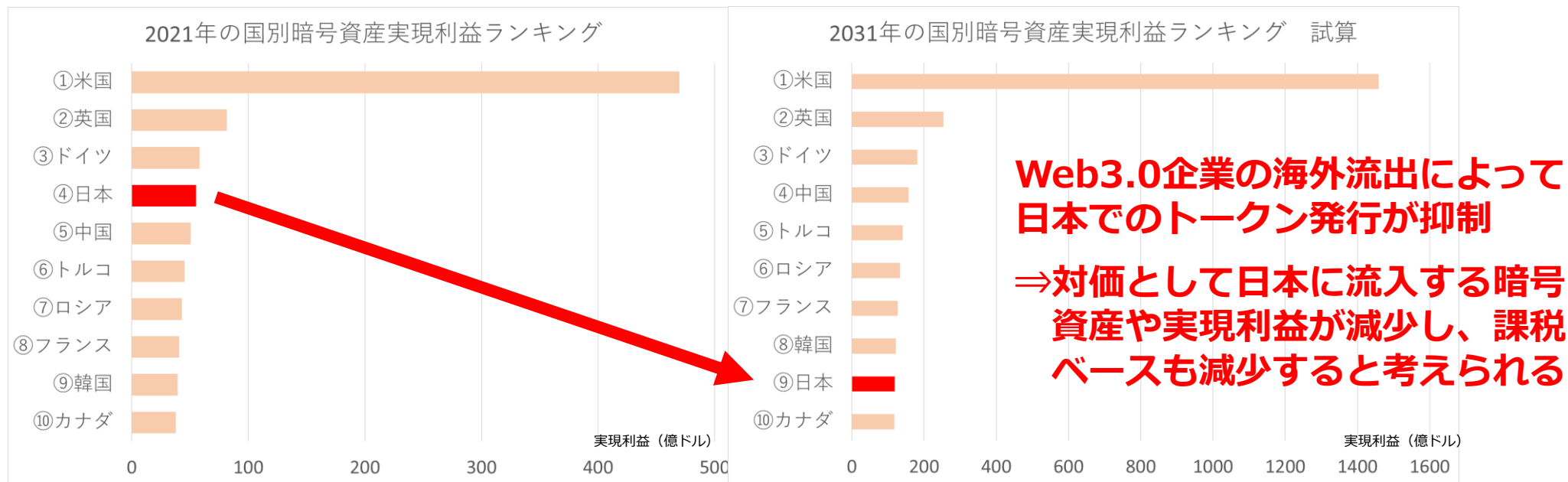
- 暗号資産に関する監査基準はない
- 暗号資産を発行・保有する法人に対する監査は、監査法人から忌避され、事実上実施されていない

事業者および専門家の声

- 運転資金として保有している暗号資産の評価益に課税されることで、税金流出分を考慮して事業運営を行わねばならず、積極的な投資に踏み切ることが困難
- 期末評価益が予想できない中で、これに対する課税を考慮して納税資金を確保する必要があり、**事業運営に支障**
- 暗号資産はボラティリティが高く、評価益が計上されたとしてもそれに見合うキャッシュインがあるわけではないので、納税のための担税力がない
- トークンは価格が乱高下するので勝った負けたを気にしている層もいるが、新しい世界を作りたいというちゃんとしたWeb3.0起業家のイノベーションは阻害することのないよう、応援すべき
- 課税対象とされる「活発な市場に上場しているトークン」の定義が極めてあいまいで、**課税の公平性に課題**。DEX（Decentralized Exchange：分散型取引所）にのっているのか、トランザクションの数なのか、当局の判断次第
- 税務調査があった場合に当局の見解と相違する可能性があり、想定外の税負担が発生するリスクも懸念
- 期末の含み益課税で会社が倒産するくらいなら何もやらないか、海外に行こうとなる。**予見可能性もないし、事業者視点が抜けている**
- 日本は法解釈と税制で不明瞭な部分が多いことから、弁護士や税理士に相談するにも費用と時間がかかる。意見書をもらうのも一苦勞。**Web3.0の事業展開が困難**
- 例えばシンガポールは、すでに数百社のWeb3.0スタートアップがいて、法解釈が事例とともに公開されている。現地の専門家に相談すると事例とともにその場で判断してもらえる
- 当税務会計事務所がサポートしている海外展開案件だけで60社超あるので、**実際には100件超が海外流出したのではないか**

未実現利益への課税で懸念される、日本のプレゼンス低下

- 未実現利益への期末課税を見直さず、Web3.0企業の海外流出が続けば、世界のトークン市場における日本のプレゼンスが低下していく恐れ



出典：両国ともChainalysis資料をもとに新経連作成

国別暗号資産実現利益（実現利益）

⇒ 世界の暗号資産総利益を、各国取引所のウェブトラフィックによって国別に分配したもの（※1）

- ・ 2021年における世界の総利益は**1627億ドル**、日本の実現利益は**55億ドル（第4位）**
- ・ 世界各国の実現利益は世界の暗号資産市場と同様に年12%成長（※2）する一方で、日本は**含み益課税を継続してWeb3.0企業が毎年約3割流出（※3）**することにより、**実現利益が年8%成長（※4）にとどまると仮定**
- ・ この場合、10年後（2031年）における日本の実現利益は、**第9位に後退すると推計される**

※1：国別暗号資産実現利益とは、まず一定期間の全暗号資産について、引出し資産および預入れ資産の価値の差額合計を米ドルで算出し、各資産で得られた総利益を推計。そのうえで、各取引所のウェブサイトで各国が占めるウェブトラフィックの割合に基づき、これらの利益（損失）を国別に分配して推計したもの（出典：[Chainalysis](#)）。

※2：世界の暗号資産市場の2022-2028年における、年平均予想成長率（出典：2022.5.25 [BlueWeave Consultingレポート](#)）

※3：新経連ヒアリングに基づく流出企業数 60社 ÷ 未上場ブロックチェーン企業数177社 ≈0.33（出典：[STARTUP DB](#)／2022年8月時点）

※4：世界の予想成長率12%×(1-0.33)

参考：トークンエコノミーを中心とする経済発展

- ブロックチェーン技術は、耐改ざん性や透明性（データ共有）、トレーサビリティ、分散管理（中央管理者を必要としない）等の特徴から、デジタルデータに唯一無二の資産的価値を付与することを可能に
- Web3.0の社会では、スマートコントラクトやトークンの機能を活用した分散型自律組織（DAO）、デジタル資産としての非代替トークン（NFT）等、社会・経済活動のあり方が大きく変容していく可能性
- これらの活動においてトークンはあらゆる基盤となるものであり、既に決済や送金、プロジェクトの運営や意思決定等に使用するため、様々なトークンが発行・流通し始めている

- Web3.0は、いわば「**デジタルによる新しい信用創造**」の時代
- トークンエコノミーの拡大が、**各国の経済発展を左右**
- 開発の担い手としてのスタートアップや、**新たな付加価値**が生まれる土壌にも



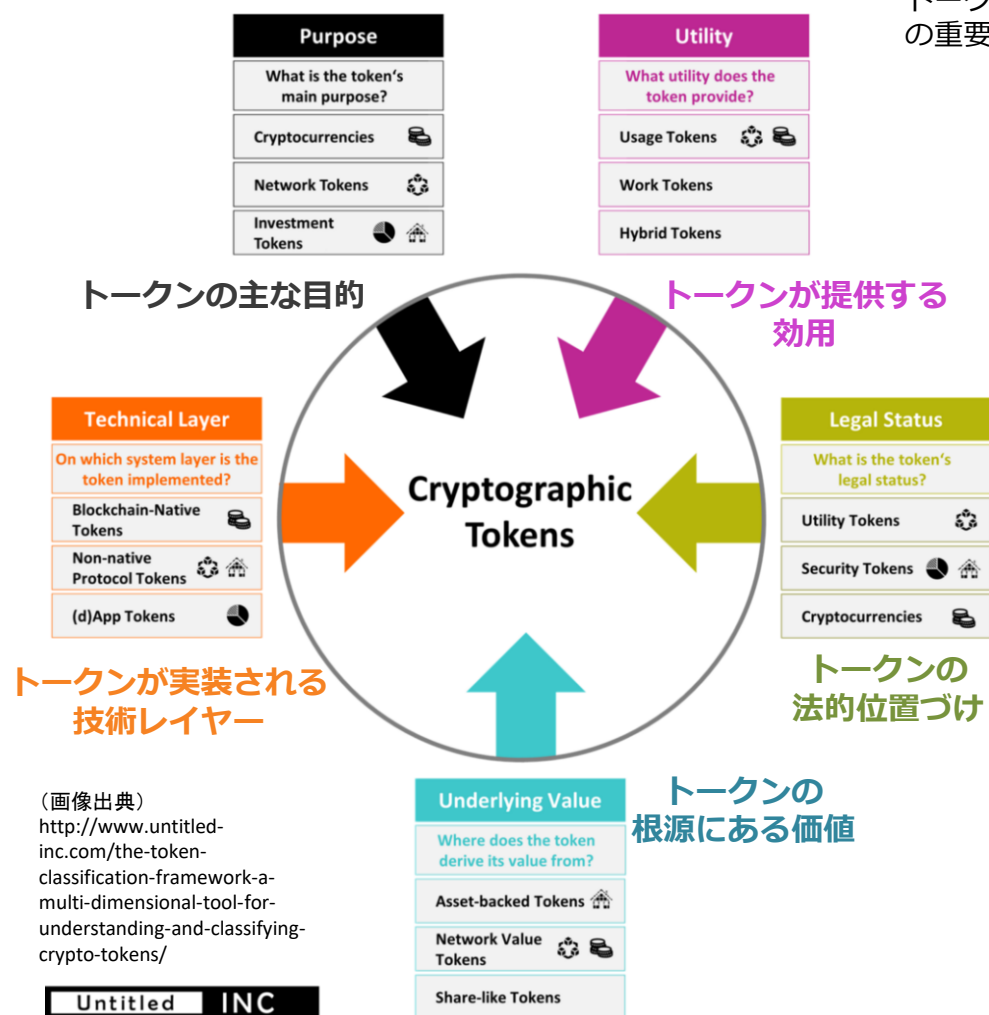
画像出典
(<https://internet.watch.impress.co.jp/docs/imreboot/news/1175637.html>)

参考：トークンの分類の多様性

- トークンの分類については様々なフレームワークがあり、トークンエコノミーの発展とともに今後も多様化していくことが想定される
- いわゆるガバナンストークン※も、プロジェクトの意思決定に参加・投票できる権利が付与されているかという側面からみた一分類にすぎない（公式な定義もない）

※ ガバナンストークンは、ユーティリティトークンのアップグレード版と称されることもある。例えば、バイナンスのユーティリティトークンとして有名なBNBは、手数料の支払、新しいトークンリストへの投票、ある機能の入場料としてのチケットの支払等に使用できるが、他の重要な機能の決定や投票による外観変更等はできない（→ガバナンストークンではない）

【トークンの分類方法の例（5軸）】



(画像出典)
<http://www.untitled-inc.com/the-token-classification-framework-a-multi-dimensional-tool-for-understanding-and-classifying-crypto-tokens/>

- 法的位置づけは法域により異なり、日本では主に以下の分類が想定される
- 各規制への該当性は、トークンの性質に応じて個別判断となるが、Web3.0ビジネスの発展のためには、事業者の予見可能性を高め、多くの事例を創出することでプラスの循環を生み出すことが重要

暗号資産 (資金決済法)

1. 不特定多数と決済で使用可
2. 法定通貨建でない
3. 電子的に記録され、移転可

電子決済手段 ≡ ステーブルコイン (資金決済法)

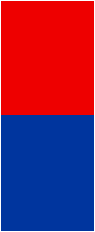
1. 不特定多数と決済で使用可
2. 法定通貨建
3. 電子的に記録され、移転可

電子記録移転権利 ≡ セキュリティトークン (金融商品取引法)

1. 金商法上の有価証券
(株券、債券、信託受益権等)
2. 電子的に記録され、移転可

上記以外

- ・ 前払式支払手段等
- ・ 金融規制上の位置づけは特段ないもの (NFT等)



個人に関する 税制上の課題と要望



	Page
■ 暗号資産にかかる所得税に関する要望	<u>14</u>
■ 海外比較：暗号資産の課税上の位置づけと、所得税の扱い	<u>15</u>
■ 相続時の相続税評価額の計算に関する要望	<u>16</u>
■ 相続暗号資産の譲渡原価の計算に関する要望	<u>17</u>
■ 参考：相続した株式等の譲渡の場合	<u>18</u>
■ 参考：相続財産を譲渡した場合の取得費の特例	<u>19</u>

暗号資産にかかる所得税に関する要望

現行制度

- 暗号資産の取引から生じる利益は雑所得
- 総合課税の対象（累進課税）※
- 損失の繰越控除の禁止
- 損益通算の禁止（雑所得は他の所得と損益通算が認められない）
 - ※ 同じ雑所得であるFXは「先物取引に係る雑所得等」として他の所得と区分した申告分離課税が認められている

生じている問題

- 海外に比べて暗号資産に厳しい税制と、高い税率を背景とした納税者の海外流出
- 確定申告に必要な計算が煩雑かつ申告のインセンティブに乏しいことから、納税者の自主申告に委ねられ、公平性に問題
- 投資の抑制（雑所得を20万以下に抑える投資家行動）、トークンエコノミー形成の阻害

要 望

- 暗号資産の取引から生じる利益を、申告分離課税（一律20%：所得税15%+地方税5%）の対象とするべき
- 暗号資産にかかる所得金額からの損失の繰越控除を認める（翌年以降3年間）
- 暗号資産デリバティブ取引についても、申告分離課税の対象に

海外比較：暗号資産の課税上の位置づけと、所得税の扱い

米国及びイギリスは、他の金融商品と同様のキャピタルゲイン課税（概ね20%、米国は1年以上保有の場合）として固定税率で課税。ドイツは長期保有の場合は原則非課税。

日 本	米 国	イギリス	ドイツ	フランス
金融資産 支払手段	資産という以上の 区分なし (通貨ではない)	のれん以外の 無形資産	資産 (その他資産)	投資資産 (movable investment)
・ 原則、雑所得 ・ Max45%（住民税込みで55%）の総合課税 ・ 年末調整済み給与所得者で該当所得20万円以下の場合 →確定申告不要 ・ 事業と認められる場合 →事業所得として課税	・ キャピタルゲイン課税 ・ 1年以上保有の場合 →long-time capital gainとしてMax20%課税 ・ 1年未満の保有の場合 →通常の累進課税	・ キャピタルゲイン課税※ ・ 納税者がhigher or additional rate taxpayerの場合 →その他課税資産の譲渡として20%の固定税率で課税 ※所有を観念でき認識可能な価値を有する限り、暗号資産はchargeable assetとして課税	・ 暗号資産を1年以上保有する場合※ →原則、非課税 ・ 1年を超えない場合 →キャピタルゲイン課税。 1年の利益合計が600ユーロ以下の場合には非課税。 ・ 事業と認められる場合 →事業所得として課税 ・ 個人が行うBTCとETHの譲渡 →レンディングやステーキングの場合も1年経過後には非課税 ※ユーティリティトークンを含まない	・ 個人投資家によるキャピタルゲイン（仮想通貨相互の交換は含まない）は30%（社会保険負担を含む）の固定税率で課税 ・ 年間の利益が305ユーロを超えない場合 →非課税。ただし、機関投資家やマイニング事業者は、Max45%の累進税率の対象 ・ 個人資産として仮想通貨を売却する場合（2023年1月1日以降） →反復性を問わず固定税率、累進課税と選択可能

相続時の相続税評価額の計算に関する要望

現行制度の問題

- 暗号資産の相続税評価額※1は、相続開始日の最終価格しか認められていない※2
 - ※1 相続時に相続税の計算をする際の財産評価の基準のこと
 - ※2 活発な市場が存在する場合。活発な市場が存在しない場合は、取引実態等に応じて個別判断
- 暗号資産は価格変動が大きいことから、相続開始日の取引価格が高騰した場合における納税者負担の増大や偶発性が問題となっているが、現状これを手当する制度はない

要 望

- 暗号資産の相続税評価額の計算について、相続開始日の最終価格（時価）のほか、相続月を含む過去3か月間の月平均時価も含めて最も低い価額とすることを認めるべき

【参考】 上場株式の相続税評価額（財産評価基本通達169）

以下のうち最も低い価額を評価額とすることが認められている（2022年8月時点の制度）

- ① 相続開始日の最終価格（終値）
- ② 相続開始日の属する月（以下「相続月」）の最終価格（終値）の月平均額
- ③ 相続月の前月の最終価格（終値）の月平均額
- ④ 相続月の前々月の最終価格（終値）の月平均額

暗号資産の相続税評価額の計算の場合は、
相続開始日の最終価格しか認められていない

相続暗号資産の譲渡原価の計算に関する要望

現行制度の問題

- 暗号資産を譲渡した場合（相続による取得かどうかにかかわらず）雑所得として所得税が課されるが、相続暗号資産の取得原価は「被相続人の購入時の取得原価」が引き継がれる
- 相続税の負担分が考慮されないことから、暗号資産の相続人は相続時の時価で評価した額（活発な市場が存在する場合）に対する相続税を負担した上、譲渡時においても所得税を全額負担することとなる
- 一方で、株式等においては、相続税額の一部を取得費に加算して譲渡所得を計算することで税額を軽減できる特例措置※が認められている

※ 譲渡所得のみに適用。株式等の譲渡による事業所得や雑所得には適用不可（租税特別措置法第39条）

要 望

- 相続した暗号資産を譲渡する場合について「取得費の特例」対象とするべき

【現在の雑所得区分を踏まえたイメージ】

暗号資産の売却による所得（雑所得）

= 総収入金額 - 必要経費（※）

※ 必要経費に算入できる金額

- ① 暗号資産の譲渡原価その他暗号資産の売却等に直接要した費用
- ② その年の販売費、一般管理費その他その所得を生ずべき業務について生じた費用

【要望】 相続税額のうち一定金額を、必要経費として加算することを認めるべき
（所得が小さくなり、所得税額が軽減）

参考：相続した株式等の譲渡の場合

- 株式等を譲渡した場合の譲渡所得は、以下の計算式による
- 株式等の相続の場合は取得費の特例（次ページに記述）が適用可能。これにより、相続税のうち取得費に加算する金額の分、譲渡所得が小さくなり、所得税額の負担を減じることが可能

$$\text{株式等を譲渡（売却）した場合の譲渡所得等の金額} \\ = \text{譲渡価額（売却金額）} - \text{取得費（取得価額）} - \text{売却手数料等}$$

譲渡した株式等の取得費 [令和3年9月1日現在法令等]

対象税目 所得税（譲渡所得）

概要

株式等を譲渡（売却）した場合の譲渡所得等の金額は、譲渡価額（売却金額）から取得費（取得価額）と売却手数料等を差し引いて計算します。

取得費（取得価額）は、株式等を取得したときに支払った払込代金や購入代金ですが、購入手数料（購入手数料に係る消費税も含まれます。）のほか購入時の名義書換料などその株式等を取得するために要した費用も含まれます。

払込みや購入以外で株式等を取得した場合の取得費（取得価額）

払込みや購入以外での株式等の主な取得原因とそれに係る取得費は次のとおりです。

- (1) 相続（限定承認に係るものを除きます。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。）または贈与により取得した場合
 - ・ 被相続人、遺贈者または贈与者の取得費を引き継ぎます。
- (2) 以降 略

参考：相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（租税特別措置法39条）

相続財産を譲渡した場合の取得費の特例 【令和3年9月1日現在法令等】

対象税目 所得税（譲渡所得）

概要

相続または遺贈により取得した土地、建物、株式などの財産を、一定期間内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができます。

（注）この特例は譲渡所得のみに適用がある特例ですので、株式等の譲渡による事業所得および雑所得については、適用できません。

対象者または対象物

特例の適用を受けるための要件

- （1）相続や遺贈により財産を取得した者であること。
- （2）その財産を取得した人に相続税が課税されていること。
- （3）その財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡していること。

計算方法・計算式

取得費に加算する相続税額は、次の算式で計算した金額となります。

ただし、その金額がこの特例を適用しないで計算した譲渡益（土地、建物、株式などを売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いて計算します。）の金額を超える場合は、その譲渡益相当額となります。なお、譲渡した財産ごとに計算します

<算式>

$$\text{その者の相続税額} \times \frac{\text{その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされたその譲渡した財産の価額}}{\left[\text{その者の相続税の課税価格} \right] + \left[\text{その者の債務控除額} \right]} = \text{取得費に加算する相続税額}$$



添付①：海外比較 (法人税制と会計・監査の扱い)



Page

- まとめ：米国・ドイツにおける法人税・会計・監査の扱い [21](#)
- 米国 [22](#)
 - 暗号資産の定義／会計基準／税務上の取扱い／監査基準・条件／
米国政府の検討状況／税法以外での規制状況
- ドイツ [28](#)
 - 暗号資産の定義／会計基準／税務上の取扱い／監査基準・条件等／
ドイツ商法の関連規定
- シンガポール [34](#)
 - ユーティリティトークンの発行に関する税務上の扱い

まとめ：米国・ドイツにおける、法人税・会計・監査の扱い

- ・ 両国とも税務上の扱いが明確であり、未実現利益への課税なし
- ・ 会計処理について、米国では民主導の基準、独では資産の特性に着目した基準を用い、実務に即して処理
- ・ 監査法人や暗号資産発行法人に品質担保メカニズムを確立させることで、監査忌避を抑制

米 国

【税務上の扱い】

- 一般的な米国の課税原則を暗号資産に適用
- 暗号資産を所有しているだけでは課税されず、売却や交換で課税される(未実現利益には非課税)
- バイデン政権は、ブローカーによる暗号資産の移転について内国歳入庁（IRS）への報告を義務付ける法律を策定

【会計上の扱い】

- 一般に公正妥当と認められる会計基準はないが、公認会計士協会(AICPA)の作成したガイダンスが一般的基準として影響力あり

【監査忌避への対応】

- 公開会社会計監視委員会（PCAOB）がガイドラインで財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別と評価、適切な監査対応の計画と実施を監査法人に呼びかけ
- 暗号資産の性質や監査法人の監査能力等を事前にチェックすることで監査法人のミスマッチを削減

ドイツ

【税務上の扱い】

- 一般的なドイツの課税原則を暗号資産に適用
- 生産コストで資産計上。負債項目が形成されない場合、ICOからの収入は所得として認識、課税される
- 利益が実現したとき(すなわち、暗号資産が売却されたとき)のみ課税(未実現利益には非課税)

【会計上の扱い】

- 暗号化資産を発行する法人に対する個別の監査基準は存在せず、ドイツ商法の一般原則を適用
- 中堅又は大企業の場合、会計監査を受ける義務が発生

【監査忌避への対応】

- 監査法人が、監査対象となる暗号資産を発行・保有する企業に対し、高いレベルの内部統制システムを要求
- 暗号資産発行法人側のガバナンスを高めることで監査の実効性を担保
- 暗号資産取扱いに関するライセンス制も導入され、同取り組みをバックアップ

米国：暗号資産(Crypto Assets)の定義

- 米国の法務、会計、規制当局による明確な定義はないが、一般的に共有デジタル台帳(ブロックチェーン)上に暗号的に記録又は保護されたデジタル形式で存在する資産を指す
- ICOトークンは、証券として定義される可能性が高い

■ 規制当局による暗号資産の定義

機関名	資産の名称	定 義
内国歳入庁(IRS) 出典： IRS Notice 2014-21	Virtual Currency	• 交換手段、口座単位、価値の貯蔵として機能する価値のデジタル表現 • 特定の環境で、現実の通貨(法定通貨として指定され、流通し、発行国で交換媒体として慣習的に使用され受け入れられているコインや紙幣)のように動作する • 米国で法定通貨の地位は有さない
金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN) 出典： FIN-2013-G001 , FIN-2019-G001	Virtual Currency	• ある環境で通貨のように動作するが、現実の通貨のすべての属性を有さない交換手段 • どの法域においても法定通貨としての地位を有さない
	Convertible Virtual Currency	• 現実の通貨と同等の価値を持つか、現実の通貨の代用品として機能する
ニューヨーク州金融サービス局(NYDFS) 出典： 23 CRR-NY 200.2	Virtual Currency	• 交換媒体又はデジタル的に保存された価値の形態として使用されるあらゆる種類のデジタル単位で、次のような交換のデジタル単位を含むように広く解釈される - 中央集権のリポジトリや管理者を持つ - 分散型で中央集権のリポジトリや管理者を持たない - 計算や製造努力によって作成又は取得できる

■ 「ICOトークン」又は「自己発行トークン」の定義

- 米国証券取引委員会(SEC)は、ICOを通じて発行されたデジタル資産(Digital Asset)は、1933年証券法及び1934年証券取引所法に基づき証券の定義を満たす可能性が高いと判断
- 上記のデジタル資産の発行は、従来の証券規制(フォームS-1又は他の同様の証券登録文書の作成を含む)の対象

米国：会計基準

- 暗号資産に関する「一般に公正妥当と認められる標準的な会計ガイダンス」は、提供されていない
- 民間組織が非権威的なガイダンスや実務手引書を発行。これに基づき、各事業者が暗号資産の会計処理を実施している

■ 会計ガイダンスの発行状況

機関名	会計ガイダンス発行の有無	対応状況
財務会計基準審議会(FASB) ※米国で一般に認められている会計基準の設定主体	なし	• デジタル資産プロジェクトを、テクニカル・アジェンダ(Technical Agenda)に追加し、デジタル資産の会計とディスクロージャーの改善を検討中 • 2022年中の完了は難しい見込み
米国公認会計士協会(AICPA)	あり	• さまざまな会計事務所の実務家で構成されるタスクフォースを結成し、デジタル資産の会計に関する多くの問題について非権威的なガイダンスを作成 • デジタル資産WGがAccounting for and auditing of Digital Assetsと題する実務手引書(practice aid)を発行し、定期的に更新

米国：税務上の取扱い

- ・ 内国歳入庁(IRS)は、一般的な課税原則を暗号資産に適用。納税者の地位によって財務・会計上の取扱いが異なる可能性はあるが、一般的な暗号資産の交換や売却は課税対象
- ・ 暗号資産を保有しているだけでは、課税対象とならない

■ 内国歳入庁(IRS)の見解

- ・ 仮想通貨は財産の一形態であり、一般的な課税原則が適用されると判断
 - － 「仮想通貨取引は、他の財産の取引と同様に、法律により課税対象となり、仮想通貨取引を行う納税者は、その取引を確定申告で報告する必要がある場合がある」
出典：IRSウェブサイト["Virtual Currencies"](#)
 - － 「仮想通貨は財産として扱われ、財産取引に適用される一般的な課税原則が仮想通貨を用いた取引にも適用される」
出典：IRSウェブサイト["Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions"](#)
- ・ 資産の種類(証券、商品、債務等)を区別していないため、**暗号資産は税務上の「通貨」として扱われない**

■ 税務上の取扱いの詳細、及び会計基準との違いの有無(税調整の要否)

- ・ 納税者の地位(例：事業体、個人)や暗号資産のユースケース(例：投資、取引、その他)により、税務・会計上の取扱いが異なる可能性がある
- ・ 一般的に**暗号資産の保有のみでは課税対象となる利得又は損失は認識されず、売却や交換が課税対象取引**とみなされる

暗号資産の取引の種別	課税の有無	課税タイミング
商品やサービスの対価	あり	所得に計上
マイニング	あり	受取時に所得として課税
エアドロップやその他報酬	あり	受取時に所得として課税

- ・ (資本資産とみなされる) 暗号資産を売却又は交換する前の保有期間で課税対象利益(損失)の性質が決定
 - － 保有期間が1年以下の場合、短期利益(損失)
 - － 保有期間1年以上の場合、長期利益(損失)となり、優遇税率が適用されるケースあり

米国：監査基準・条件

- 一般的な監査基準は存在しない
- 虚偽表示や資産の実在性の虚偽表示等のリスクに対応した監査が求められている

■ 監査基準の有無

- 一般的な監査基準は存在しない

■ 監査実施の条件

- 公開会社会計監視委員会（PCAOB）はデジタル資産の特定の正式な監査基準は提供していないものの、デジタル資産に関する懸念を非公式に伝達し、慎重な監査を要請
 - 「PCAOBは、最近、暗号資産が発行者の財務諸表に計上・開示され始めていることを確認しており、一部の小規模な発行体の監査法人に対する検査において暗号資産を含む取引が財務諸表に影響を与える状況を確認している」
 - 「監査法人は、暗号資産に関連する財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別と評価、適切な監査対応の計画と実施に、より一層注意する必要がある」

出典：[“Audits Involving Crypto assets Information for Auditors and Audit Committees SPOTLIGHT”](#)

- 監査法人によっては、顧客の受け入れ、プロセスとコントロール（特にデジタル資産のコントロール／所有権に関連するもの）等を含む様々な分野で追加の監査手続が実施される

例1：監査法人は十分な監査証拠を得るために、デジタル資産のブロックチェーンネットワークのノードを実行し、企業が所有するデジタル資産の存在を検証する

例2：監査法人は、特定の業務を受任・継続する前に、監査担当者の業務遂行能力を評価する 等

米国：暗号資産税制に関する米国政府の検討状況

- 2021年11月に成立したデジタル資産情報の報告要件に関する税法(IIJA)で、デジタル資産の位置づけや内国歳入庁(IRS)への報告要件を規定
- 暗号資産税制については、バイデン政権がグリーンブックで言及しているほか、上院の超党派議員から新法制の提案がなされている状況

■ デジタル資産情報の報告要件に関する税法(Infrastructure Investment and Jobs Act of 2021 (IIJA))

- 2021年6月に民主党のPeter DeFazio議員(オレゴン州選出)が「INVEST in America Act」として法案を提出
- 8月に上院、同年11月に下院で可決され、バイデン大統領の署名を経て11月15日に「Infrastructure Investment and Jobs Act of 2021」として発効
- 同法の要点は下記のとおり
 - 内国歳入庁(IRS)が初めて「デジタル資産(Digital Assets)」を定義
⇒長官が別途定める場合を除き、「デジタル資産」という用語は、暗号的に保護された分散型台帳又は長官が指定する同様の技術に記録された価値のデジタル表現を意味する 6045(g)(3)(D)
 - 「デジタル資産」の文脈で「ブローカー(Broker)」を広範に定義
⇒ブローカーとは、他人のために(対価を得て)デジタル資産の移転を実現するサービスを定期的に提供する責任を負う者 6045(c)(1)(D)
 - ブローカー及び物々交換による収入について、デジタル資産売却の取引報告書(総収入(Gross Proceed)と基礎収入(basis))をフォーム1099-Bに記載することを義務付け
 - 保有者が資産を譲渡する際、ブローカー間での譲渡明細書の作成を要求
 - ブローカー以外への譲渡(売却・非売却問わず)について、IRSへの報告を要求
 - 貿易やビジネスで受け取った1万ドル超のデジタル資産(現金としてのデジタル資産)での支払いについて、フォーム8300での報告を要求
- 上記のデジタル資産の総収入報告に関する規定は、2023年に発生した取引について2024年に提出される情報申告書から適用される
- IRSは現在、IIJAで可決された税の規定に対処するための規制の発効を準備中

■ 現在進行中の施策

- 暗号資産への課税の様々な要素に対処すべく、バイデン政権の2023年度歳入案に関する一般説明(グリーンブック)で暗号資産税制に関する言及がなされているほか、上院でデジタル資産に関する税制提案・責任ある金融革新法(Responsible Financial Innovation Act (RFIA))も提案されている

米国：税法以外での規制状況

- 証券取引委員会(SEC)は、デジタル資産の多くは「証券」の定義を満たし、SECによって規制されるべきとの立場
- デジタル資産の種別によっては、関連当局から追加の規制監督がなされる可能性あり

■ 証券取引委員会(SEC)の見解

- 個人に発行されるデジタル資産の多くは「証券(Security)」の定義を満たし、SECによって規制されるべきとのスタンス
 - 「市場参加者は、技術革新に対処する際、証券が有記名式で発行されるか、ブロックチェーン等の新しい技術を使用するかにかかわらず、依然として、確立され、十分に機能する連邦証券法の枠組みを遵守しなければならない」
 - 「発行者がデジタル資産証券(Digital Asset Security)の違法な無登録募集を行った場合、連邦証券法を遵守する道がある」
 - 「ブロックチェーンや分散型台帳技術を利用してデジタル資産を取引する事業者は、取引しているデジタル資産が証券であるかどうか、その活動やサービスが取引所の定義を満たすかどうか、継続的にその活動を慎重に検討すべきで、この種の活動を行う事業者は、取引所登録要件以外の連邦証券法の他の側面(及び他の関連法規制問題)についても検討すべき」

出典：SECウェブサイト["Statement on Digital Asset Securities Issuance and Trading"](#)

■ その他追加規制の可能性

- デジタル資産には、様々な権利や優遇を表す多種多様なものが存在
- デジタル資産の性質によっては、下記の規制当局等から追加の規制監視の可能性あり
 - (1) 各州の資金移動業者規制当局
 - (2) 商品先物取引委員会(CFTC)
 - (3) 銀行規制当局

ドイツ：暗号資産(Crypto Assets)の定義

- 中央銀行や公的機関によって保証されておらず、通貨や金銭としての法的地位はないものの、交換の媒体として個々の機関が受け入れ、電子的に送信、保存、取引できるものを暗号資産と定義
- ICOについては、仮想通貨や法定通貨と引き換えにトークンを発行して資金調達する行為と規定し、新興企業の代替的な資金調達方法と明記

■ 規制当局による暗号資産の定義

機関名	資産の名称	定義
連邦財務省(BMF)	Virtual Currency	- 通貨単位を電子的に表現したもの - 中央銀行や公的機関によって保証されておらず、通貨や金銭としての法的地位はない - 交換の媒体として個々の機関が受け入れ、電子的に送信、保存、取引できる
出典：BMF資料「 仮想通貨等トークンの所得税法上の取扱いに関する個別質問について 」 p.3	独: Virtuelle Währungen	

■ 「ICOトークン」又は「自己発行トークン」の定義

- トークンとは、特定の資格や権利が割り当てられたデジタル単位の総称で、その機能はさまざま
- トークンは、ネットワーク内で提供されるサービスに対する支払いとして、又はプロジェクト開始者によって一元的に割り当てられることが可能
- ICOは、新興企業の代替的な資金調達方法としてよく用いられる
- ICOは新規株式公開(IPO)を語源とし、IPOでは株式の売却を伴うのに対し、ICOでは仮想通貨や法定通貨と引き換えにトークンを発行することで資金調達が行われる
- ユーティリティ・トークンは、特定の使用权(例: まだ構築されていないネットワークへのアクセス権)や、トークンを特定の商品又はサービスと交換する権利(まだ構築されていない場合もあり)を提供
- ユーティリティ・トークンは、ソフトウェア、ひいては商品やサービスの機能を変更するための議決権を付与することができる
- トークンには、複数のカテゴリーを組み合わせたもの(ハイブリッド・トークン)も含まれる

ドイツ：会計基準

- ドイツでは、暗号化資産の会計処理について特定の会計基準が存在せず、会計処理の際は一般的なドイツの会計原則を適用
- トークンの種類によって会計処理の扱いが異なる

■ ドイツ商法に基づくトークンの会計処理方法

トークンの種別	会計処理方法
通貨トークン(Currency Token)	• 発行者のドイツ現地会計基準(GAAP)の貸借対照表では計上されない。 ⇒ 通貨コインを発行しても、GAAPの貸借対照表には、引当金、負債、未払金が発生しない • 通貨トークンを販売した場合、収益が発生し、利益が増加する
バウチャーの性質を持つユーティリティ・トークン (Utility Token With Voucher Character)	• ICOの時点でトークンの発行時に既に具体的な履行約束が存在し、取得者がその履行を主張できる場合、GAAPの貸借対照表に負債(liability)を形成
電子プラットフォームを利用する権利を持つユーティリティ・トークン (Utility Token With Rights To Use Electronic Platforms)	• プラットフォームがすでに開発されている場合、繰延収益が認識される (ドイツ商法250条2項、ドイツ所得税法(GITA) 5条5項1号 no.2) • プラットフォームがまだ開発されていない場合、完成まで収益額を負債として認識
セキュリティ・トークン (Security Token)	• トークンの構造に応じて、自己資本(equity)又は負債資本(debt capital)を貸借対照表に計上 • セキュリティ・トークンの発行者が発行に伴う義務(利息の支払いや元本の返済等)を負う場合、履行額で負債を計上 • 義務が不確実な場合は、引当金(provision)を計上 • セキュリティ・トークンが発行企業の純資産に付随する持分である場合、トークンから生じる収益(return)を資本に区分して認識

✓ 現在のところ、暗号資産に関する新たな会計基準の導入の動きはない

ドイツ：税務上の取扱い①

- ドイツでは、暗号資産に一般的な課税原則を適用
 - 暗号資産の種類によって税務上の取扱いが異なる点に留意が必要
-
- 暗号資産は、利益が実現したとき(すなわち、暗号資産が売却されたとき)のみ課税される
 - 暗号資産は、取得原価/製造原価で税務貸借対照表に計上される
 - 現在の市場価格が暗号資産の取得/製造原価を上回る場合でも、当該資産の評価損を計上することはできない
 - 暗号資産の価格が保有期間中に下落し、暗号資産の価値が取得原価/製造原価を下回る場合、帳簿価額を減価償却する必要があるか否かが問題となり、税務上の貸借対照表については、ドイツ所得税法(GITA)第6条 1 項2号に基づき評価減が可能で、減価償却の要件は、価値の減少が永続的であると見込まれること
 - 永久的な減損を証明することが困難な場合があるため、2016年9月、独連邦財務省は暗号資産にも適用可能な予想価値の永久的減損の基準を公表
⇒ 残りの保有期間において価値の回復が見込めない可能性が高い場合、永久的減損が予想される

【参考】ドイツ所得税法6条 1 項2号の規定

6条 評価

- (1) 4条(1)または5条に基づき事業用資産として認識されるべき個々の資産の評価については、以下のとおりとする
2. 予想される永久的な価値の減少により部分価値が低くなる場合、これを認識することができる

出典：独連邦司法消費者保護省公開資料 [ドイツ所得税法6条](#)

【参考】ドイツでの暗号資産課税に関する一般原則

- トークンは、発行者自身が生産した資産であり、生産コストで資産計上しなければならない
- トークンを仮想通貨等と交換したり、売却したりする場合、対応する負債や資本金額を負債として認識しない限り、発行者は利益又は損失が認識される
- トークンの発行条件が、トークンの保有者に対して契約上の義務を生じさせるか検討し、その要件を満たす限り、負債又は引当金として認識しなければならない
- 負債項目が形成されない場合、ICOからの収入は所得として認識され、課税される

ドイツ：税務上の取扱い②

■ ドイツでの暗号資産の税務上の取扱い

トークンの種別	会計処理方法
通貨トークン(Currency Token)	※<u>ドイツ税法上の会計処理とドイツ会計基準上の会計処理に違いなし</u> - 通貨トークンは、発行者のドイツ税務上の貸借対照表には計上されない ⇒通貨コインを発行しても、ドイツ税法上の貸借対照表には、未払金、負債、繰延収益は認識されない - 通貨トークンの売却は収益となり、利益を増加させる
バウチャーの性質を持つユーティリティ・トークン (Utility Token With Voucher Character)	<u>ICOの時点でトークンの発行時に既に具体的な履行約束が存在し、取得者がその履行を主張できる場合、税務貸借対照表に負債が形成される可能性</u>
電子プラットフォームを利用する権利を持つユーティリティ・トークン (Utility Token With Rights To Use Electronic Platforms)	<u>プラットフォームがすでに開発されている場合、繰延収益が計上される</u> (ドイツ商法250条2項ドイツ所得税法(GITA) 5条5項1号 no.2) - プラットフォームがまだ開発されていない場合、完成までの収入を負債として計上する
セキュリティ・トークン (Security Token)	- トークンの構造に応じて、自己資本(equity)又は負債資本(debt capital)を貸借対照表に計上する ①トークン発行者が発行に伴い債務を負う場合(例：利息支払いや元本返済) <u>履行額で負債を計上する(GAAPの貸借対照表に準ずる)</u> - 義務が不確実な場合、引当金(provision)を計上する ②ドイツ税法上、特定の支払義務が、発行者に一定の所得や利益が発生した場合のみ履行される場合(例：セキュリティ・トークンの経済構造が偶発債務(contingent loan)である場合) - 税務上の貸借対照表負債の禁止(GITA5条2a項)に該当する可能性 ③セキュリティ・トークンが企業の資金調達に利用され、契約上、トークンが発行者の資本的参加権(equity-like participation rights of the issuer)として扱われる場合 <u>税務上、セキュリティ・トークンではなく、代表参加権(representative participation right)が発行者の税務貸借対照表の負債側に表示される</u>

ドイツ：監査基準・条件、ライセンス制度

- 暗号資産を発行する法人に対する個別の監査基準は存在せず、商法の一般原則を適用
- 暗号資産を発行、保有する企業に監査を実施している監査法人は限定的
- 暗号資産の流通市場での取引、投資にはライセンス取得が必要

■ 監査基準の有無

- ドイツでは、暗号化資産を発行する法人に個別の監査基準は存在せず、法人にもドイツ商法の一般原則が適用される
- 法人の規模はドイツ商法267条に定義されており、中堅又は大企業に分類される場合、ドイツ商法316条に基づく会計監査を受ける義務がある

■ 監査実施の条件

- 監査法人は、監査対象となる暗号資産を発行・保有する企業に対して、高いレベルの内部統制システムを要求
- 暗号資産を発行・保有する企業の監査は一部の監査法人のみが実施しているため、早めの調整が必要

■ 暗号資産取扱いライセンス制度

- 暗号資産の取扱いには、下記の法律に基づき、ライセンス取得が必要
 - 流通市場での取引：ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz-“KWG”)及び証券機関法(Wertpapierinstitutengesetz-“WpIG”)
 - 暗号資産への投資：ファンドロケーション法(Fondsstandortgesetz-“FoStoG”)

参考：ドイツ商法の関連規定

■ 267条(規模の策定)

定義	基準	要件
小規模資本会社	- 貸借対照表の額600万ユーロ - 決算日前12か月の売上高1200万ユーロ - 年間平均従業員数50名	左記に掲げる三つの基準のうち、いずれか二つ以上について超過しない
中規模資本会社	- 貸借対照表の額2000万ユーロ - 決算日前12か月の売上高4000万ユーロ - 年間平均従業員数250名	小規模資本会社の三つの基準のうち、いずれか二つ以上を超過し、かつ、左記に掲げる三つの基準のうちいずれか二つ以上について超過しない
大規模資本会社	中規模資本会社の基準と同様	- 中規模資本会社の三つの基準のうちいずれか二つ以上について超過する - 第264d条に該当する資本会社(組織された市場に対し、有価証券を上場、又は組織された市場における取引のために係る有価証券の許可を申請している資本会社)は、常に大規模とみなす

- ① 上記基準値による法的効果は、連続する2事業年度の決算日において上回り又は下回った時にのみ生じる
- ② 組織再編又は新規設立の場合、上記基準値の条件を組織再編又は新規設立後最初の決算日に満たすときには、すぐにその効果が生じる
- ③ ②の規定は、組織変更であって、変更する法主体が資本会社又は第264a条第1項に規定する人的商事会社である場合には適用しない

■ 316条(監査義務)

- 第267条の意味における小規模資本会社に該当しない資本会社の年度決算書と状況報告書は、決算監査人により監査されなければならない。監査が行われない場合には、年度決算書は確定され得ない。
- 資本会社のコンツェルン決算書とコンツェルン状況報告書は、決算監査人により監査されなければならない。監査が行われない場合には、コンツェルン決算書は正当なものとされ得ない。
- 年度決算書、コンツェルン決算書、状況報告書又はコンツェルン状況報告書が監査報告書の提出の後に変更された場合は、決算監査人はこれらの書類を、変更によって必要となった範囲で新たに監査しなければならない。監査の結果については、報告されなければならない。証明の付記は、これに応じて補足されなければならない。

シンガポール：ユーティリティトークンの発行に関する税務上の扱い

- シンガポールの税務行政を執行する内国歳入庁（IRAS）は、**2020年4月に「デジタルトークンに関する税務上の扱い（Income Tax Treatment of Digital Tokens）」を公表**
- ICO等のユーティリティトークン（暗号資産）の発行で生じる収益は繰延収益とみなし、**期末の未実現利益への課税ではなく、暗号資産の売却等の実現のタイミングでの課税と整理**

ユーティリティトークンの発行による収益について（抄訳）

収益への課税可能性

- ユーティリティトークンの発行には、発行者が将来サービスを提供する義務が伴います。したがって、発行による収益は、サービスの支払いに対する対価を表しており、課税対象であり、本質的に収益です。一般に、**ICO企業は、履行義務を果たす前に、サービスプラットフォームの開発を完了する必要があります。そのため、ユーティリティトークンの発行による収益は、繰延収益の一形態と見なされます。**

課税のポイント

- 履行義務が履行されたときに課税**されます（例：サービスの実施、物の受渡し）

出典：IRAS” [Income Tax Treatment of Digital Tokens](#)” (17 April 2020) ,p.15



添付②：関連する政府方針 会計指針、条文等



	Page
■ 自民党NFTホワイトペーパー	<u>36</u>
■ デジタル社会の実現に向けた重点計画	<u>38</u>
■ 企業会計基準委員会の論点整理、実務対応報告	<u>39</u>
■ 現行の法人税法上の整理	<u>41</u>
■ 条文（法人税法・法人税法施行令等）	<u>42</u>

自民党 NFTホワイトペーパー①（2022年4月26日付）

6.(1) ブロックチェーンエコノミーに適した税制改正

発行した法人が自ら保有するトークン（いわゆる「ガバナンストークン」を含む。）について、制度上の位置付け・会計実務上の取扱いの明確化等を行った上で、「活発な市場が存在する暗号資産」に該当する場合であっても期末時価評価の対象から除外し、第三者に譲渡して実際に収益が発生した時点で課税するよう税制改正や税制上の取り扱いの見直し等を行うべきである。

6.(4) 暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保

暗号資産を発行又は保有する企業に適用される会計基準について一定の明確化が行われているが⁷⁶、特に自社で暗号資産を「発行」し「保有」した場合に関する会計基準が明確化されていない。

こうした状況を踏まえ、日本公認会計士協会、ASBJ その他の業界団体及び有識者の緊密な連携により、暗号資産に係る会計処理に関して公認会計士・監査法人の会計監査を受ける際に障害になっている事由を早急に解消すべきである。その上で、必要な会計基準の明確化及び公認会計士・監査法人による積極的な会計監査の実施を促すことにより、暗号資産を発行又は保有する企業が会計監査を受けられる機会を一日も早く確保すべきである。加えて、NFT 取引に適用される会計基準の明確化についても、取引実態を踏まえた検討を早急に行うべきである。

6.(5) 利用者に対する所得課税の見直し

ア. 問題の所在

現行の税制においては、暗号資産が資金決済法上「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と位置付けられていること等を踏まえ、暗号資産の売却又は使用により生じた利益は、一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものと解されており、以下のような課税関係となっている。

① 暗号資産取引により生じた損益に対する所得税の課税

個人が行う暗号資産取引により生じた損益は、所得税法上、原則として雑所得に区分されるため、最高 55%の税率で所得税及び住民税が課されることになる。

② 暗号資産を他の暗号資産と交換した場合の課税

保有する暗号資産を円やドル等の法定通貨と交換した場合だけでなく、他の暗号資産と交換した場合にも、暗号資産を譲渡したのものとして、暗号資産の譲渡に係る損益に対して所得税が課されることになる。

イ. 提言

個人が行う暗号資産の取引により生じた損益について 20%の税率による申告分離課税の対象とすること等を含めた暗号資産の課税のあり方については、暗号資産の位置付けや課税の公平性を踏まえつつ、検討を行う必要がある。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2022年6月7日付）

「Web3.0の推進」として盛り込まれた事項を抜粋。「骨太の方針」「新しい資本主義」グランドデザイン・実行計画」においても、Web3.0（ブロックチェーン、NFT、メタバース）に言及あり。

①デジタル資産に関する有識者会議、調査研究の実施 【関係府省庁が連携】

- デジタル資産に関する有識者会議を設置。
- 国内外での利用実態、各国の会計基準・課税ルール・制度整備、国際的なビジネスのエコシステム、国際標準など、今後の政策立案に資する調査研究を実施。

②デジタル資産の発行・保有に係る課題の把握 【関係府省庁が連携、課題と共に所管省庁を整理】

- 各国でのNFTやガバナンストークンなどの法的位置付けを整理。
- デジタル資産を扱う事業者・開発者から意見を聴取し、実需や具体的な使途、利活用に係る課題を把握。

③分散型アイデンティティ※1の利用環境整備 【デジタル庁】

※1 認証に係る発行者・検証者・所有者の関係を分離することで、特定のプラットフォーム事業者に依存しない形で本人確認や資格証明の手続きをデジタル化する手法。

- 実証事業を行い、使い勝手の改善や法人における属性情報の管理の在り方を検討。
- 各国の取組状況（ex. EUのDigital Identity Wallet）などを調査し、自己管理型ウォレットの本人確認の在り方について検討。

④スマートコントラクトとDAO※2の法的位置付けの整理 【デジタル庁】

※2 運営会社や代表者・取締役会などが存在せず、参加者が自律的に運営を行う組織。運営ルールはスマートコントラクトによってコード化され、意思決定が反映される。

- スマートコントラクトについて、安全性を確保するための課題、民法や電子署名法上の位置付けについて整理。
- 国内外のDAOの具体的なユースケースや法人格との関係を調査し、現行法での位置付けや利活用に応じた課題を整理。

⑤デジタル資産・分散台帳技術の活用へ向けた環境整備・人材育成 【関係府省庁が連携】

- 専門家からなる国際的なネットワークを組織し、国際的なルール整備に関与し貢献できる人材を育成。
- 政府機関による分散台帳技術の安全な運用に必要なガイドライン等を検討。

企業会計基準委員会による論点整理（2022年3月15日付）

- ASBJは「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を、2022年3月15日付で公表
- ICOトークンの発行時に自己に割り当てたトークンは「**第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としない**」とする整理案を選択肢として提示

13. 一方で、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況や、取組みを行う企業が会計監査を受けられない状況が生じている可能性があるとの意見も聞かれている。

14. 以上に記載した状況に対する対応として、次のような案が考えられる。

(1) 我が国における対象取引への取組みが定着し、対象取引の取引慣行が一定程度定まってから基準開発に着手する。

(2) 現時点で想定する一定の経済的実態に基づき、将来的に見直しの要否の検討を行うことを前提とした当面の取扱いを定めることを目的として、基準開発に着手する。

21. このため、国際的にも、フランスなどの一部の法域の会計処理のガイダンスを除き、現時点では基準開発の検討が行われていない状況にある。

22. しかし、国際会計基準審議会（IASB）が2021年3月30日に公表した「情報要請：第3次アジェンダ協議」における潜在的プロジェクトの1つとして「暗号通貨及び関連取引」が含まれ、大多数の回答者が当該潜在的プロジェクトを高い優先度として評価しており、今後、国際的な基準開発が行われる可能性もあると考えられる。

【論点3】資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点

38. （中略）自己が発行したICOトークンを保有している場合の会計処理

- ① ICOトークンの発行時において自己に割り当てたICOトークンの会計処理について、第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法と、会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法のいずれによるべきかが論点となる。
- ② ICOトークンの発行後において第三者から取得したICOトークンの会計処理について、関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法（関連する負債の消滅の認識を行う方法、又は関連する負債の消滅の認識は行わずICOトークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法）と、資産として取り扱う方法のいずれによるべきかが論点となる。

39. 前項の各論点については、**今後の方向性**として以下のとおりとすることが考えられる。

- ① 発行時に自己に割り当てたICOトークンについては、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としないことが考えられる。
- ② 自己株式を取得した場合の会計処理との整合性、及び自己が発行したICOトークンを取得することに伴い、当該ICOトークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に実質的に変化するという状況を重視し、ICOトークンの発行後に第三者から当該ICOトークンを取得した場合、関連する負債の消滅の認識を行うこととし、当該負債の計上金額と取得したICOトークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する方法を適用することが考えられる。

現行の実務対応報告（2018年発出）

- 自己の発行した暗号資産は、現行の実務対応報告の範囲から除外されている

（１）ＡＳＢＪ（企業会計基準委員会）実務対応報告第38号2018.3

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」

p.1) 3. 本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨を対象とする。ただし、自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。

p.6) 22. 本実務対応報告は、仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている。なお、本実務対応報告において定めのない事項については、今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関連する実務の状況により、市場関係者の要望に基づき、別途の対応を図ることの可否を判断することになると考えられる。

p.7-8) 26.(中略) 企業が発行した仮想通貨に関する論点としては、例えば、対価を得て発行した仮想通貨について負債を計上するのか利益を計上するのか、自己に割り当てた仮想通貨を会計処理の対象とするのか等が考えられるが、公開草案における会計処理等の検討に際しては、自己以外の者により発行されている仮想通貨の会計処理についてのみ議論が行われており、自己の発行した仮想通貨の取引の実態とそこから生じる論点が網羅的に把握されていない状況にある。したがって、自己の発行した仮想通貨（発行した時点においては仮想通貨に該当しないが、その後仮想通貨に該当することとなったものを含む。）については、本実務対応報告の範囲から除外することとした。

現行の法人税法上の整理

法人が事業年度終了時に有する暗号資産のうち、

- ① **活発な市場が存在する暗号資産（市場暗号資産）**については、
- ② **時価法で評価した金額をその時点での評価額**とする必要がある
- ③ 自己の計算において市場暗号資産を有している場合、評価額と帳簿価額との差（評価損益）は、当該事業年度の益金の額または損金の額に算入する必要がある

①「活発な市場」の要件

以下のすべてに該当する暗号資産をいう

- イ. 継続的に売買価格等が公表され、かつ、その売買価格等がその暗号資産の売買の価格または交換比率の決定に重要な影響を与えているものであること
- ロ. 継続的に上記イの売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること
- ハ. 次の要件のいずれかに該当すること
 - ・ 上記イの売買価格等がその内国法人以外の者により公表されていること
 - ・ 上記ロの取引が主としてその内国法人により自己の計算において行われた取引でないこと

② 時価評価金額

暗号資産の種類ごとに、次のいずれかにその暗号資産の数量を乗じて計算した金額

- イ. 価格等公表者によって公表されたその事業年度終了日における市場暗号資産の最終の売買価格
- ロ. 価格等公表者によって公表されたその事業年度終了日における市場暗号資産の最終の交換比率×その交換比率により交換される他の市場暗号資産にかかる上記イの価格

- ③ 暗号資産交換業者が顧客から預かっている暗号資産は、当該業者において、期末時価評価の対象になるとしても評価損益の算入対象にはならない。

関連条文：法人税法

第一目 短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益

第六十一条 内国法人が短期売買商品等（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する暗号資産（以下この条において「暗号資産」という。）をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一・二 （略）

- 2 内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等（暗号資産にあつては、活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものに限る。以下第四項までにおいて同じ。）については、時価法（事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等をその種類又は銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品等のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）をもつて、その時における評価額とする。
- 3 内国法人が事業年度終了の時ににおいて短期売買商品等を有する場合（暗号資産にあつては、自己の計算において有する場合に限る。）には、当該短期売買商品等に係る評価益（当該短期売買商品等の時価評価金額が当該短期売買商品等のその時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）又は評価損（当該短期売買商品等の期末帳簿価額が当該短期売買商品等の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）は、第二十五条第一項（資産の評価益の益金不算入等）又は第三十三条第一項（資産の評価損の損金不算入等）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。
- 4 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に短期売買商品等を移転する場合（暗号資産にあつては、自己の計算において有する暗号資産を移転する場合に限る。）には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該短期売買商品等に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

5～10 （略）

関連条文：法人税法・法人税法施行令

（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）

第六十一条の三 内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて、その時における評価額とする。

- 一 売買目的有価証券（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券として政令で定めるものをいう。以下第三項までにおいて同じ。） 当該売買目的有価証券を時価法（事業年度終了の時ににおいて有する有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該有価証券のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）
- 二 売買目的外有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券をいう。） 当該売買目的外有価証券を原価法（事業年度終了の時ににおいて有する有価証券（以下この号において「期末保有有価証券」という。）について、その時における帳簿価額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあつては、政令で定めるところにより当該帳簿価額と当該償還金額との差額のうち当該事業年度に配分すべき金額を加算し、又は減算した金額）をもつて当該期末保有有価証券のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額

2～4 （略）

法人税法施行令（抄）

（短期売買商品等の範囲）

第百十八条の四 法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

- 一 内国法人が取得した金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（以下この号において「短期売買目的」という。）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行つたもの（以下この号において「専担者売買商品」という。）及びその取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したもの（専担者売買商品を除く。）
- 二 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この号において「被合併法人等」という。）から移転を受けた資産のうち、その移転の直前に当該被合併法人等において前号に掲げる資産とされていたもの

2～4 （略）

関連条文：法人税法施行令

（時価評価をする暗号資産の範囲）

第百十八条の七 法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるものは、内国法人が有する暗号資産のうち次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 継続的に売買の価格（他の暗号資産との交換の比率（次条第一項第四号において「交換比率」という。）を含む。以下この条及び同項第三号において「売買価格等」という。）の公表がされ、かつ、その公表がされる売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。
- 二 継続的に前号の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。
- 三 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - イ 第一号の売買価格等の公表が当該内国法人以外の者によりされていること。
 - ロ 前号の取引が主として当該内国法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

（短期売買商品等の時価評価金額）

第百十八条の八 法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等（暗号資産にあつては、市場暗号資産（同項に規定する政令で定めるものに該当する暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に限る。以下この項及び次条において同じ。）をその種類又は銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等を同じくする短期売買商品等ごとに、公表最終価格等（市場暗号資産以外の短期売買商品等にあつては第一号又は第二号に掲げるいずれかの金額をいい、市場暗号資産にあつては第三号又は第四号に掲げるいずれかの金額をいう。）にその短期売買商品等の数量を乗じて計算した金額とする。

一・二 （略）

- 三 価格等公表者（市場暗号資産の売買価格等を継続的に公表し、かつ、その公表する売買価格等がその市場暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者（その公表をする売買価格等に係る前条第二号の取引が主として当該内国法人が自己の計算において行つた取引である場合には、当該内国法人を除く。）をいう。次号において同じ。）によつて公表された当該事業年度終了の日における当該市場暗号資産の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、同日前の最終の売買の価格が公表された日で当該事業年度終了の日以最も近い日におけるその最終の売買の価格）
- 四 価格等公表者によつて公表された当該事業年度終了の日における市場暗号資産の最終の交換比率（公表された同日における最終の交換比率がない場合には、同日前の最終の交換比率が公表された日で当該事業年度終了の日以最も近い日におけるその最終の交換比率）に、その交換比率により交換される他の市場暗号資産に係る前号に掲げる価格を乗じて計算した金額

